

# 平成24年度 第6回 富合町合併特例区協議会

---



と き 平成24年9月19日(水)  
午前10時00分～  
ところ 南区役所 3階大会議室

富合町合併特例区事務局



平成 2 4 年度

富合町合併特例区一般会計  
補正予算書（案）

富合町合併特例区



協議第 1 号

平成 24 年度富合町合併特例区一般会計補正予算（第 1 号）

平成 24 年度富合町合併特例区一般会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 1 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 3, 6 9 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 24 年 9 月 19 日提出

富合町合併特例区長 村 崎 秀



## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	合計
4 繰越金		0	717	717
	1 繰越金	0	717	717
歳入合計		72,982	717	73,699

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	合計
7 教育費		17,126	717	17,843
	2 保健体育費	15,504	717	16,221
歳出合計		72,982	717	73,699

# 歲入歲出補正予算事項別明細書



## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1. 総括

#### 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	合計
4 繰越金	0	717	717
歳入合計	72,982	717	73,699

#### 歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	合計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	その他	
7 教育費	17,126	717	17,843	0	0	717
歳出合計	72,982	717	73,699	0	0	717

## 2. 歳入

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	合計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	0	717	717	1 繰越金	717	一般繰越金 717
計	0	717	717			

3. 歳 出

(款) 7 教育費

(項) 2 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	合 計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明
				特 定 財 源		一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	その他				
2 保健体育施設費	14,016	717	14,733	0	0	717	11 需用費	717	光熱水費 △ 110 修繕費 827
計	15,504	717	16,221	0	0	717			



## 協議第2号

健康の里フェスティバル（文化祭・健康祭・産業祭）について



# 第 4 6 回 富合町文化祭

《熊本県芸術文化祭参加》

---

★と き (発表の部) 平成24年11月3日(文化の日・土)

※ 開場時間 午前 8 時30分  
※ 開演時間 午前 9 時00分

表彰式 (富合町文化協会功労者)

※ 終演時間 午後3時30分予定

---

(展示の部) 平成24年11月3日(土)～4日(日)

午前 9 時～午後 5 時

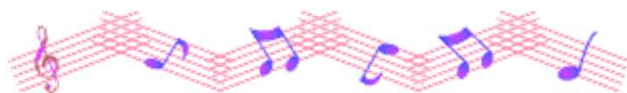
※ 但し、11月4日は午後3時まで

---

★ところ アスパル富合

主 催 富合町文化協会

共 催 富合町合併特例区  
熊本市富合公民館



# 発表の部プログラム(案)

(午前9時開演)

No.	種 目	曲 目	出 演 者	所要 時間
1	吹 奏 楽	江 残酷な天使のテーゼ	富合中学校吹奏楽部 高田先生・高本先生 外 23 名	10
2	器 楽 合 奏	四季より 秋・第一楽章	富合小学校器楽部 矢野香 先生 外 22 名	6
3	太 鼓	飛翔為朝太鼓 よさこいソーランロック	雁回まこと保育園 (年長児 22名)	10
<b>開 会 ・ 富合町文化協会功労者表彰式</b>				30
4	太 鼓	たから太鼓 郷ひろみメドレー	浄法たから保育園 (年長児 35名)	12
5	箏 曲	古今のしらべ	(里絃会) 上田豊洞・外村恭子・佐藤やす子・佐藤テイ子 山本美子・藤本美代子	6
6	日 舞	鶴亀	(元田社中) 野口ミナ子	4
7		博多月夜	坂東三絵弓	5
8	吟 詠	郷峰阿蘇を詠ず (原 雨城作)	(さわやか学級) 福永恵子・平江公子・小原加枝子・濱田露子 紫垣美代子・島田雅子・佐藤睦子・佐藤幸子・三角信子・松原和子 菊池洋子・高弘マツ子・櫛山光雪・後藤義行	5
9	日 舞	ギオン	(釈迦堂踊りの会) 矢野さくら・矢野ひかる・矢野寧々	4
10		山鹿恋灯り	(日舞サークル) 吉本エツ子・宮本美智子・鶴田武子	4
11	歌 謡 吟 詠	白虎隊	平井容子	5
12	日 舞	関東春雨傘	(藤翔会) 小原五子・永井勝子	4
13	新 舞 踊	寿さくら	(银杏会) 大槻美奈子・磯崎レイ子・三村文子	4
14	日 舞	お宝三番叟	(婦人学級) 平江洋子・中野礼子・牧悦子・佐藤弘子・高田早苗 一野節美・佐藤テイ子	4
15	津軽三味線	カルメン(闘牛士) 津軽アイヤ節	(東矢教室) 東矢恭子・ランダーシムズ・佐藤美代子・川上久美子 角田幸太郎・井上幸樹・米原さゆき・山内優・林田まさき・河島加奈	8
16	日 舞	伊勢音頭	(釈迦堂踊りの会) 花柳洲鈴華・花柳洲里菜・花柳洲玉蓮・花柳洲千里	4
17	レクダンス	虹色のバイオン	(いきいき体操) 櫛山敏枝・藤吉チエ子・紫垣ミサヲ・紫垣康子 福永恵子・三村文子・本田光子・松本敏子・三角信子・芥川具子 三隅エツ子・三隅ミエ子	5
18	フラダンス	マキー・アイラナ 好きにならずにいられない	(プアナニトモコレファ) 大塚明子・桑原幸子・米満克子・成松照代 土田ツヤ子・鶴本瞳	8
昼 食 ( 休 憩 )				午後の部開始13時
19	大 正 琴	北上夜曲 人生いろいろ	(さわやか学級) 矢田宣子・荒木多恵子・斉藤孝子・今村恵美子 紫垣キヨ子・三隅玲子・友澤和子・高濱育代	7
20	謡 曲	猩々	松原増雄	6



No.	種 目	曲 目	出 演 者	所要 時間
21	富合にわか	鬼七の豊年万作 2	(富合にわか愛好会)佐藤幸一・成松瞳・牧悦子・宮本美智子 高田早苗・菊池朋昭・佐藤侑・宮本道代・岡崎邦昭	8
22	箏	ふるさと 海 旅愁	(さわやか学級)外村恭子・上田豊洞・佐藤やす子・高木久美子 中村康子・堀川悦子・佐藤テイ子・山本美子・中崎久美・内田節子 中熊フサヨ・福岡幸子・高濱幸子・進節代・藤本美代子	8
23	伝 統 芸 能	エイサー(ミルクムナリ)	(心陽学園)小林誠外14名	5
24	日 舞	人生劇場	(日舞サークル)菊池朋昭	4
25	手話ダンス	上を向いて歩こう	(ヒロカナル・ザ・ダンス富合)田中令子・吉田光代・河野美智代 佐藤テイ子・平江征子・小田貞子・木村キヨ子・奥村しのぶ 吉田みよ子・甲斐ケイ子・田中詔子・山代悦子	3
26	日 舞	福寿三番叟	(元田社中)佐々木祥子	5
27	フラダンス	エ・フリ・マコウ アロハ・カウアイ	(プアナニトモコアスパル)本田玲子・東家ミチ子・磯崎玲子 木付隆子・中川ヤチ子・大崎文代・橋口ヨシミ・大村アサ子	8
28	日 舞	寿・若衆おどり	(藤翔会)大黒平子・城本えり子・田代幸子・小原五子・永井勝子	4
29	手話ダンス	贈る言葉	(ヒロカナル・ザ・ダンス富合)田中令子・吉田光代・河野美智代 佐藤テイ子・平江征子・小田貞子・木村キヨ子・奥村しのぶ 吉田みよ子・甲斐ケイ子・田中詔子・山代悦子	4
30	吟 詠	名槍日本号	(日本吟声流)大橋節子	5
31	社交ダンス	スワンダフル サマータイム	(舞クラブ・マイドリーム)岩崎国子・佐藤啓子・澤田和予子・高野麻子 光永房代・山口真智子・中川恵美子・金宮千恵子 伊予美知子・岩村由美	5
32	日 舞	北海岸	藤間勘豊代	4
33	童 謡	汽車 鉄道唱歌(熊本編) 汽車ポップ	(さわやか学級)高本慶子・紫垣貴美子・紫垣美代子 成松ハルエ・増永スミ子・松原和子・岩屋弘美・田中世枝子 宇野美智代・西村栄記・高弘マツ子・山口五月・上田昭一・村崎良子 西村増女・下村ケイ子・本田玲子・橋口ヨシミ・杉本テル子・林田正一 元田スミエ・郷好子・藤原佳代子・志垣陽子・佐藤幸子・紫垣球子 平江アキエ・山川義之・裏前久子・三隅エツ子・高浜和子	8
34	コ ー ラ ス	荒磯 花 荒城の月	(コール富合)高本慶子・矢野るみ子・本田登美代・平井容子 上田澄子・西村登七海・米原ヒサヨ・坂井紀・南紀子・藤井富喜恵 平江哲・平木俊彦・海平正俊・寺田和代・高浜久代・浅井香志子	8
35	日 舞	ひとすじ	(藤間寿々輝社中)野村邦子・草野紀子・植田エイ子	4
36		春雨情話	藤間寿々輝	4
37	吟 詠	涼州詞	(秀峰堂吟剣詩舞会)村上史ず代	3
38		和歌「たわむれに」	(秀峰堂吟剣詩舞会)海平正俊	3
39	民俗舞踊	日光和楽 さくらちゃんがやって 来た	(中山芳梅会)12名	8

(15時30分終了予定)

★ 当日はこのプログラムをご持参下さい。

[ 生 花 ]

- ★ 小原流 伊佐社中  
伊佐恵美子・西村邦子・西村登七海
- ★ 小原流 紫垣社中  
紫垣潮美・光岡由貴子・島田明美・浜田多美子・福田真弓  
中村江美子
- ★ 小原流海平教室  
海平桑舟・後藤里恵・中村美由紀・紫垣揖子・入山瞳美  
村崎仁美・園田洋子
- ★ 池坊熊本東支部小原社中  
小原篤子・島田美香・島田菜央・伊津野留美
- ★ 池坊(熊本支部)  
草野ヒロ子
- ★ 池坊(橋支部)  
高木久美子・金子雄子・二田美記子・太田さつき  
坂本美恵子・高木美和・水口住香・河崎信子
- ★ 富合小学校伝統文化活動華道コースの皆さん  
片山紗季・河北杏・林未怜・丸山雅・岡本彩代・三隅向日葵  
吉田綺蘭・富岡千晶・宮城あすか・小田有咲・松本彩花

[ 書 ]

- ★ さわやか学級 書道クラブ  
中熊セツ子・山本朗子・西村邦子・原田恵美子  
深水みつ代・中熊フサヨ・櫛山利光・草野ヒロ子  
上田としえ・高宗八代子・杉村つぼみ
- ★ 清風書道教室  
北岡清風・藤井富喜恵・島川正江・大森佳寿子  
江口マスヨ・作田照子・荒木直美・松崎京子・志水留美  
東野広枝・小原美恵子・江口オリ子・島田美香・小原加枝子  
倉橋美穂子・高宮祥子・徳永千鶴・木庭朱実・岡本準子
- ★ 海平書道教室  
海平桑舟・後藤里恵・中村美由紀・平江瞳・平江佳代  
改原順子・園田洋子・田中友美・田中澄香・横山久美子  
橋本美智子・村崎まさえ・小原サエ子・福田タツエ  
石原和子・和田春代・中村キヨ子・奥村成美・入山瞳美  
作田文香・山田浩子
- ★ 大久保仮名書道教室  
大久保倫子・伊津野富美子・太田さつき・平江峰子  
金田佳子・杉本直子・矢野キヨ子・酒井隆子・前野聡子  
月足正子・川越ゆかり・藤坂比呂美・下村憲子

[ 手描友禅 ]

- ★ 村田美智子・岩崎レイ子・成松信  
伊津野富美子・佐藤侑・平江咲子・三隅エツ子  
橋本安子・松原和子・村上幸子  
小原ミサ子・本田玲子・近藤絹子・郷好子

[ 絵手紙教室 ]

- ★ 宮本道代・田中雪子・郷好子・坂井紀・木付隆子  
坂口マスエ・坂本美恵子・藤原佳代子・藤井直子  
三隅エツ子・三隅玲子・大塚明子・木村衣絵  
増永スミ子・松永純世・松下えり子・深澤けい子  
一野セツミ

[ 手芸・工芸品等 ]

- ★ さわやか学級 手芸クラブ  
高濱三重子・伊津野よしみ・高本慶子・後藤ミサオ  
佐藤寿満子・野村イツ子・西川チトセ・北原千壽子
- ★ 押し絵・刺繍 高本慶子
- ★ 押し花 (ふしぎな花倶楽部)  
稲田哲・芥川具子
- ★ 肥後手まり 坂本美恵子

- ★ 写真 東野司

[ 陶芸等 ]

- ★ 富合町陶友会  
河北利光・芥川龍城・内野恵美子・浦田勇  
佐藤睦子・荒木登美子・徳永邦也・勝木屋千代子  
古家好・勇敏郎

[ 絵画等 ]

- ★ さわやか学級 絵画クラブ 甲斐裕子  
松本みつ代・本田巳千哉・園田洋子・植田節子  
金子雄子・永田慎治・西村栄記・北原博昭  
徳永京子・太田さつき・徳永邦也
- ★ 個人 光永信也・辻明子
- ★ 富合小・中学校伝統文化活動絵手紙コースの  
皆さんの作品
- ★ 心陽学園の皆さんの作品

表千家呈茶席

日 時 11月3日(文化の日)

午前 9 時 30 分 ~ 午後 3 時

場 所 アスパル富合 (和室)

(茶券受付・午後 2 時 30 分まで)

(富合町茶道部)

外村恭子・草野ヒロ子・高木久美子・深迫暁子・高浜育代・佐藤やす子・荒木登美子  
太田さつき・水口住香・浜田多美子・河崎信子・二田美記子・佐藤利子

(富小伝統文化活動茶道コース)

岩崎瑞葉・佐藤怜子・紫垣太貴・豊田朋華・中野紋更・中山亜咲妃・臼杵晟吾  
宇野瑠晟・河田乃の佳・米森響・荒木千怜・小原悠太郎・矢野彩夏



## 平成24年度富合町健康祭開催要領（案）

### 健康祭イベント（アスパル富合）

- 期日 平成24年11月23日（金・祝日）

- 講演会（13:00～14:30）（保健班）

演題 「こころと体の健康（仮題）」

講師 ピネル記念病院 理事長 小笠原 嘉祐 氏

- 催し物（アスパル富合）

- ◎ 9:30～

- ① 骨密度測定コーナー（保健班）

骨密度、体成分測定

- ② 高齢者福祉・介護相談コーナー（福祉班）

- ③ 認知症簡易検診コーナー（福祉班）【新規】

- ④ 健康チェックコーナー（保健班）

尿、血糖検査、血圧測定、健康相談

- ⑤ 手作り石鹸、アクリルたわし販売（保健班）

- ◎ 10:00～

- ⑥ 歯科相談、フッ素塗布（保健班）

- ⑦ お口の健康チェック、歯磨き指導（保健班）

- ⑧ あそびの広場

手作りおもちゃ、昔あそびコーナー【新規】

- ⑨ 高齢者エアロビクス体操 第1回目（福祉班）【新規】

- ◎ 11:00～

- ⑩ 高齢者エアロビクス体操 第2回目（福祉班）【新規】

- ◎ 11:20～

- ⑪ エプロンシアター【新規】

- その他

- ◎ 9:30～

- ⑫ 合併特例区内保育園児絵画展（保健班）

## 平成24年度富合町産業祭開催要領(案)

### 1. 目的

産業祭を実施することにより、町の基幹産業である農産物のPRと消費拡大を推進するとともに、郷土の特産品等を販路拡大することで地域活性化を図り、多様な地域産業の振興に寄与することを目的とする。

### 2. 期 日

平成24年11月23日（金・祝日）

（2012健康の里フェスティバル開催期間内）

### 3. 時 間

午前9時から午後3時まで

### 4. 場 所

南区役所前（駐車場）・雁回館

### 5. 主 催

富合町産業祭実行委員会

### 6. 共 催

富合町合併特例区・JA 熊本うき農業共同組合

### 7. 協賛団体

富合商工会・富合工業団地協同組合・うなぎの徳永富合店・ホームプラザナ  
フコ富合店・緑川養殖漁業生産組合

### 8. 開催内容

①農産物品評会（雁回館前ロータリー） 9：00より

（富合地区の農産物を出品していただき品評会を開催し表彰する）

- ②挨拶（雁回館前） 9：20より
- ・ 富合町産業祭実行委員会会長
  - ・ JA 熊本うき農業協同組合代表理事組合長
  - ・
- ③米計量コンテスト（雁回館前） 9：30より
- （来場者が参加し米を手で掬い重さを当てる。23年度約300名参加）
- ④ふれあいバザー（雁回館・トレーニングルーム） 9：30より
- （婦人会12店の出品によるバザー）
- ⑤販売コーナー（南区前駐車場） 9：30より
- （JA青壮年・女性部、地元商店等による農産物等の販売）
- ⑥農産物配布（雁回館前ロータリー） 10：30より
- （品評会に出品された農産物を来場者に配布する）
- ⑦バナナのたたき売り（雁回館前） 11：00より
- （富合トークの会にお願いしバナナのたたき売りを実演していただく）
- ⑧おにぎり配布（雁回館前） 11：40より
- （富合町で収穫されたお米を使ったおにぎりを配布する）
- ⑨お楽しみ抽選会（アスパル富合ホール） 14：30より
- （抽選会での当選者へ協力団体より提供していただいた景品を渡す）

## 富合町産業祭出店参加団体等

### 1. 出店参加団体等

- ① J A 壮青年・J A 女性部（もち販売等）
- ② 生活研究グループ（山菜おこわ販売等）
- ③ 青年農業者グループ（餅つき実演販売）
- ④ 商工会（あんこもち販売等）
- ⑤ れんげの会（豚汁販売等）
- ⑥ 認定農業者（農産物販売等）
- ⑦ スマイルハート（おもちゃ販売）
- ⑧ 改原蜂蜜（蜂蜜販売）
- ⑨ 正光園（植木等販売）
- ⑩ サントップ（電気製品展示販売）
- ⑪ なずな工房（パン販売）
- ⑫ シガキ食品（食品関係販売）
- ⑬ サカイ金物

### 2. お楽しみ抽選会景品提供団体

- ・ 富合工業団地協同組合
- ・ うなぎの徳永
- ・ ホームプラザナフコ富合店
- ・ 緑川養殖漁業生産組合

## 報告第1号

富合町合併特例区終了後の富合町地域の町名の取り扱いについて





## 報告第2号

熊本市総合防災対策について

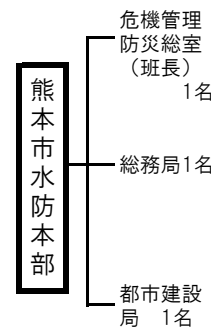
- ① 熊本市の総合防災対策及び富合地域の防災行政無線について
- ② 富合地域の水防態勢
- ③ 水防態勢時における富合地域の排水機場の対応
- ④ 土砂災害危険箇所内にある雁回敬老園の情報受伝達



# 平成24年度水防態勢

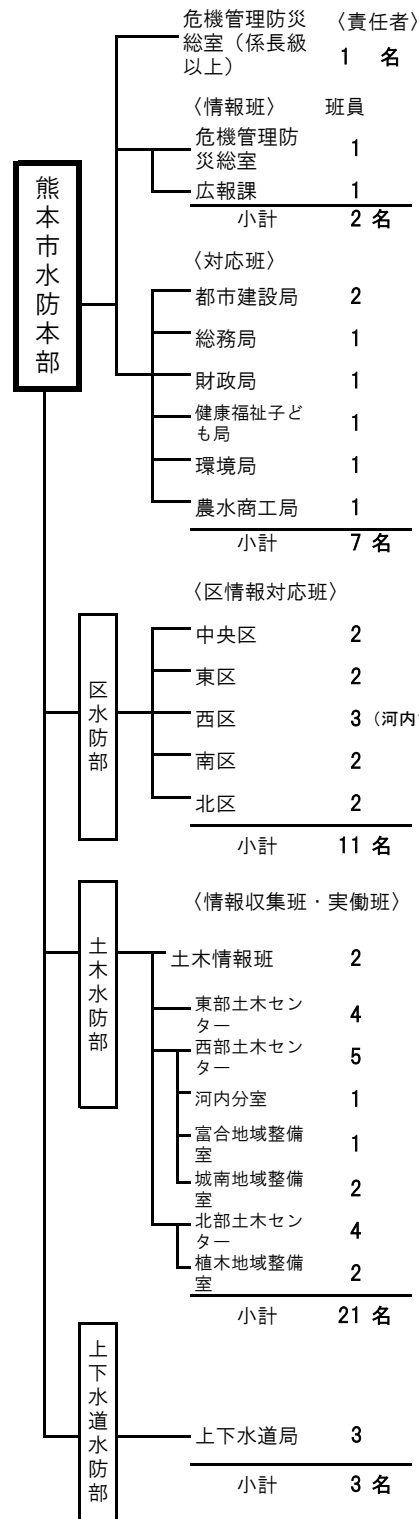
(注意報発令態勢)

総員 3名



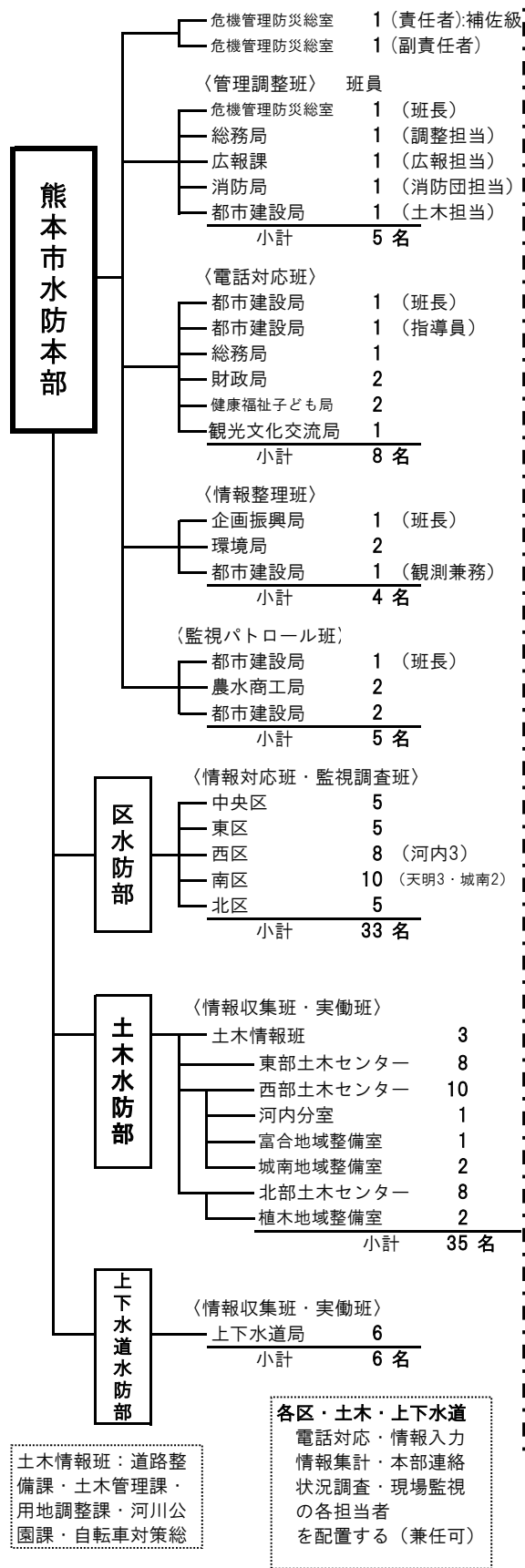
(警報待機態勢)

総員 45名



(警報発令態勢)

総員 98名

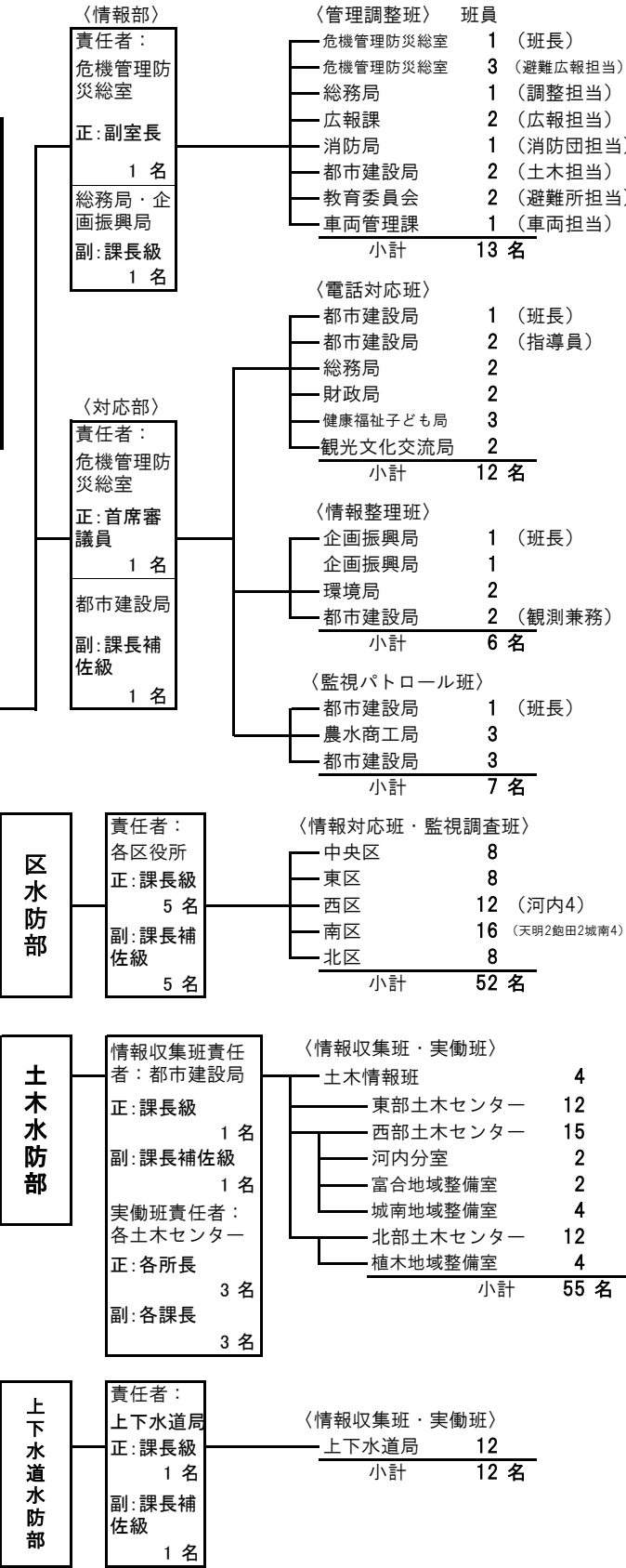
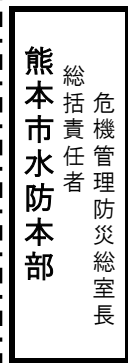


土木情報班：道路整備課・土木管理課・用地調整課・河川公園課・自転車対策総

各区・土木・上下水道  
電話対応・情報入力  
情報集計・本部連絡  
状況調査・現場監視  
の各担当者  
を配置する(兼任可)

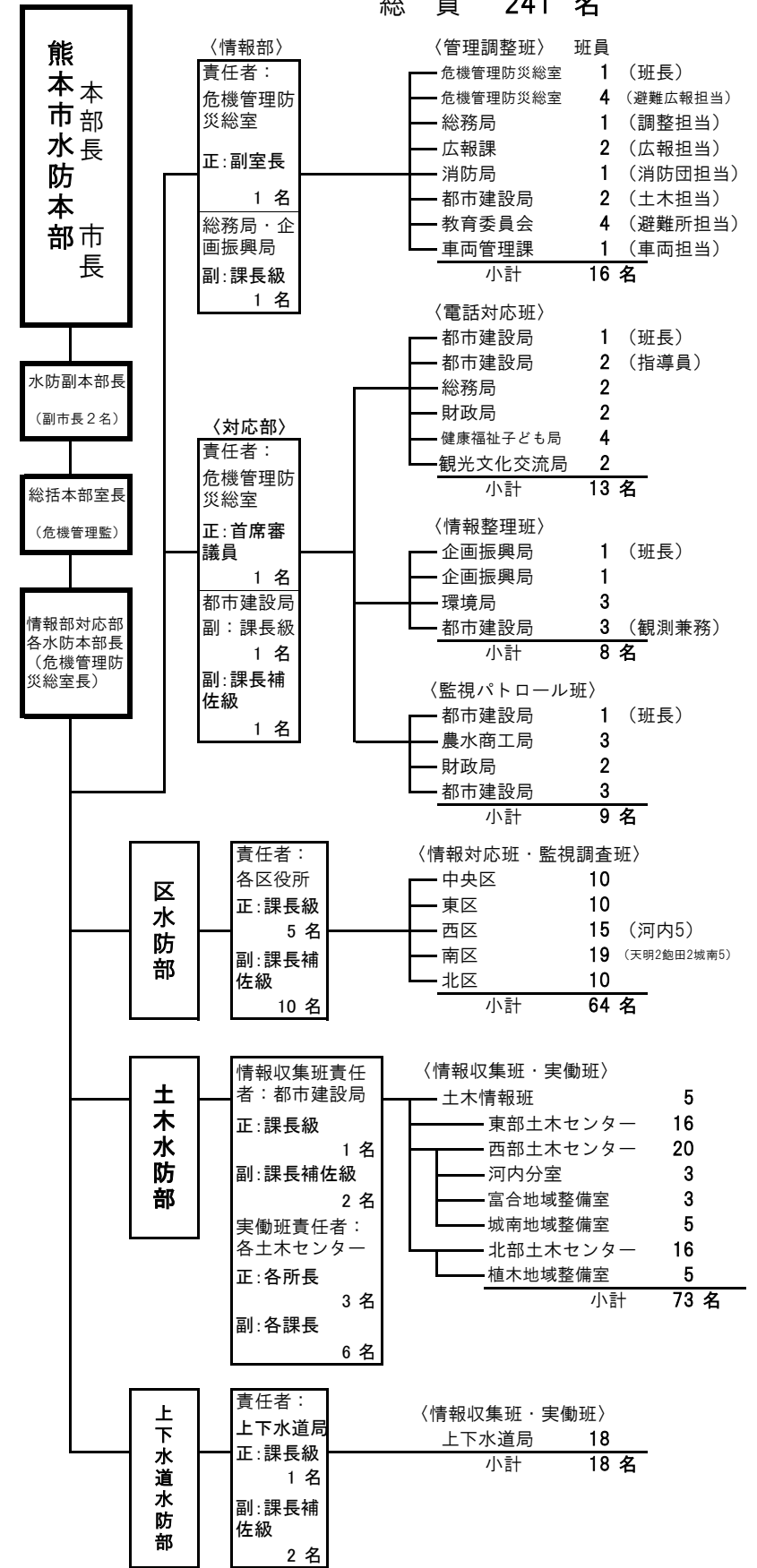
(待機配備態勢)

総員 182名



(1号配備態勢)

総員 241名



※ 必要に応じて小島河川防災センターに職員を待機させる。  
※ 必要に応じて白川地域防災センターへ班員を配置させる。

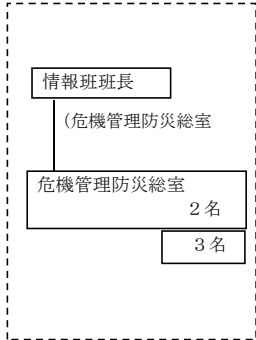
※ 責任者交代及び不在の場合は、責任者指名とする。  
※ 必要に応じて小島河川防災センターに職員を待機させる。  
※ 必要に応じて白川地域防災センターへ班員を2名配置する。

※ 責任者交代及び不在の場合は、責任者指名とする。  
※ 必要に応じて小島河川防災センターに職員を待機させる。  
※ 必要に応じて白川地域防災センターへ班員を2名配置する。

### 注意報態勢

注意報発令態勢  
・津波注意報が発表された場合。

本部要員3名



### 災害警戒本部

待機配備態勢  
・津波注意報が発表されかつ災害が発生する恐れがある場合。  
本部要員 全体65名 本部要員22名  
区役所班31名 土木班12名

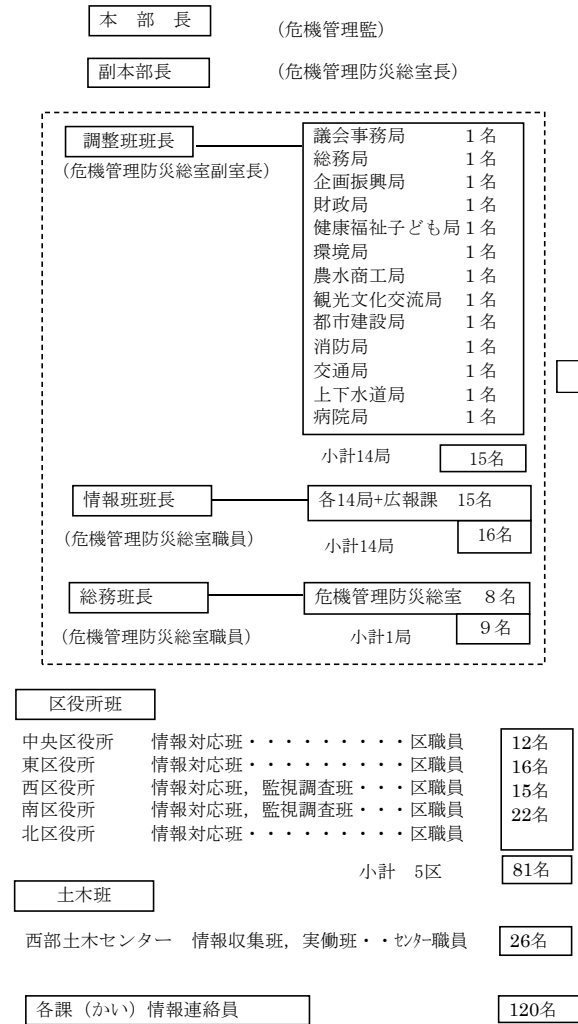


区役所班			
中央区役所	情報対応班	区職員	5名
東区役所	情報対応班	区職員	5名
西区役所	情報対応班, 監視調査班	区職員	7名
南区役所	情報対応班, 監視調査班	区職員	9名
北区役所	情報対応班	区職員	5名
小計 5区			31名
土木班			
西部土木センター	情報収集班, 実働班	センター職員	12名

### 津波時本部配備態勢図

1号配備態勢  
・津波警報が発表された場合。

本部要員 全体269名 本部要員42名  
区役所班81名 土木班26名 情報連絡員120名



### 災害対策本部

2号配備態勢  
・大津波警報が発表された場合

各対策部職員の1/3程度

1号配備態勢時本部要員は災害対策本部配備が整うまで本部要員として対応する

3号配備態勢  
・局地的な災害が発生しさらに市域に被害が拡大する恐れがある場合

各対策部職員の2/3程度

4号配備態勢  
・海岸部全域に被害が発生し、被害が甚大な場合

全職員

情報調整室	室長	危機管理防災総室長
	副室長	危機管理防災総室副室長
	調整班班長	危機管理防災総室職員
	副班長	消防局職員
	班員	各局・区職員
	情報班班長	危機管理防災総室職員
班員	各局・区職員	
広報班班長	広報課長	
班員	広報課職員	
総務班班長	危機管理防災総室職員	
班員	危機管理防災総室職員	

# 震災時本部配備態勢図

H24年度

## 災害警戒本部

## 災害対策本部

待機配備態勢

・震度4以上の地震

本部要員 全体75名 本部要員22名 区役所班53名

本部長 (危機管理監)  
 副本部長 (危機管理防災総室長)

調整班班長 (危機管理防災総室副室長)	議会議務局	1名
	総務局	1名
	企画振興局	1名
	財政局	1名
	健康福祉子ども局	1名
	環境局	1名
	農水商工局	1名
	観光文化交流局	1名
	都市建設局	1名
	消防局	1名
	交通局	1名
	上下水道局	1名
	小計14局	15名
	情報班班長 (危機管理防災総室職員)	総務局 1名 広報課 1名
総務班長 (危機管理防災総室職員)	危機管理防災総室 1	小計1局 2名

区役所班		
中央区役所	情報対応班, 監視調査班・・・区職員	7名
東区役所	情報対応班, 監視調査班・・・区職員	11名
西区役所	情報対応班, 監視調査班・・・区職員	9名
南区役所	情報対応班, 監視調査班・・・区職員	15名
北区役所	情報対応班, 監視調査班・・・区職員	
小計 5区		53名

1号配備態勢

・震度5弱以上の地震

本部要員 全体240名 本部要員42名 区役所班78名 情報連絡員120名

本部長 (危機管理監)  
 副本部長 (危機管理防災総室長)

調整班班長 (危機管理防災総室副室長)	議会議務局	1名
	総務局	1名
	企画振興局	1名
	財政局	1名
	健康福祉子ども局	1名
	環境局	1名
	農水商工局	1名
	観光文化交流局	1名
	都市建設局	1名
	消防局	1名
	交通局	1名
	上下水道局	1名
	小計14局	15名
	情報班班長 (危機管理防災総室職員)	各14局+広報課 15名
総務班長 (危機管理防災総室職員)	危機管理防災総室 8	小計1局 9名

区役所班		
中央区役所	情報対応班, 監視調査班・・・区職員	12名
東区役所	情報対応班, 監視調査班・・・区職員	16名
西区役所	情報対応班, 監視調査班・・・区職員	14名
南区役所	情報対応班, 監視調査班・・・区職員	20名
北区役所	情報対応班, 監視調査班・・・区職員	16名
小計 5区		78名

各課(かい)情報連絡員 120名

2号配備態勢  
 ・局地的な災害が発生した場合

各対策部職員の1/3程度

1号配備態勢時本部要員は災害対策本部配備が整うまで本部要員として

3号配備態勢  
 ・局地的な災害が発生しさらに市全域にわたる被害が拡大する恐れがある場合

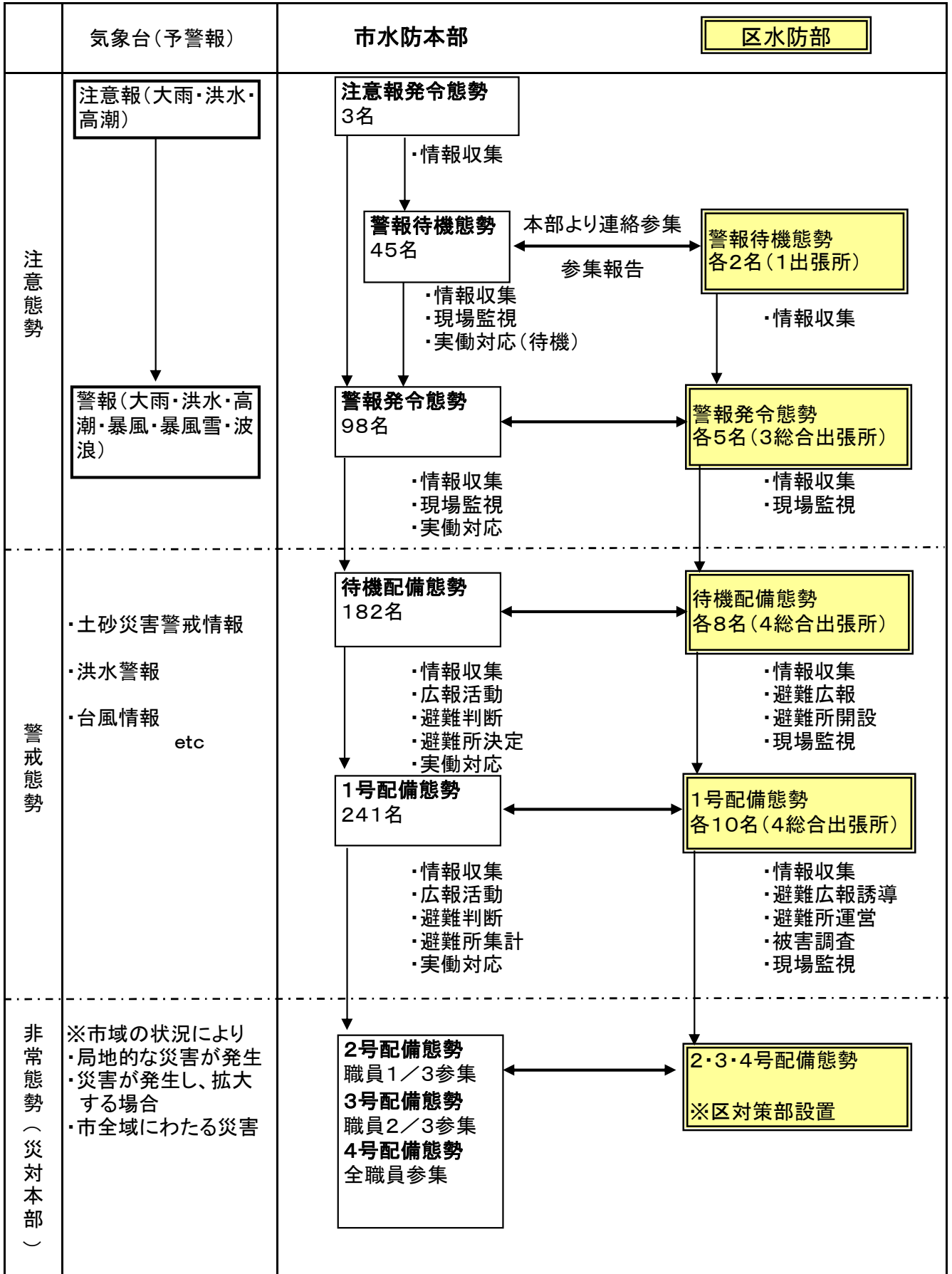
各対策部職員の2/3程度

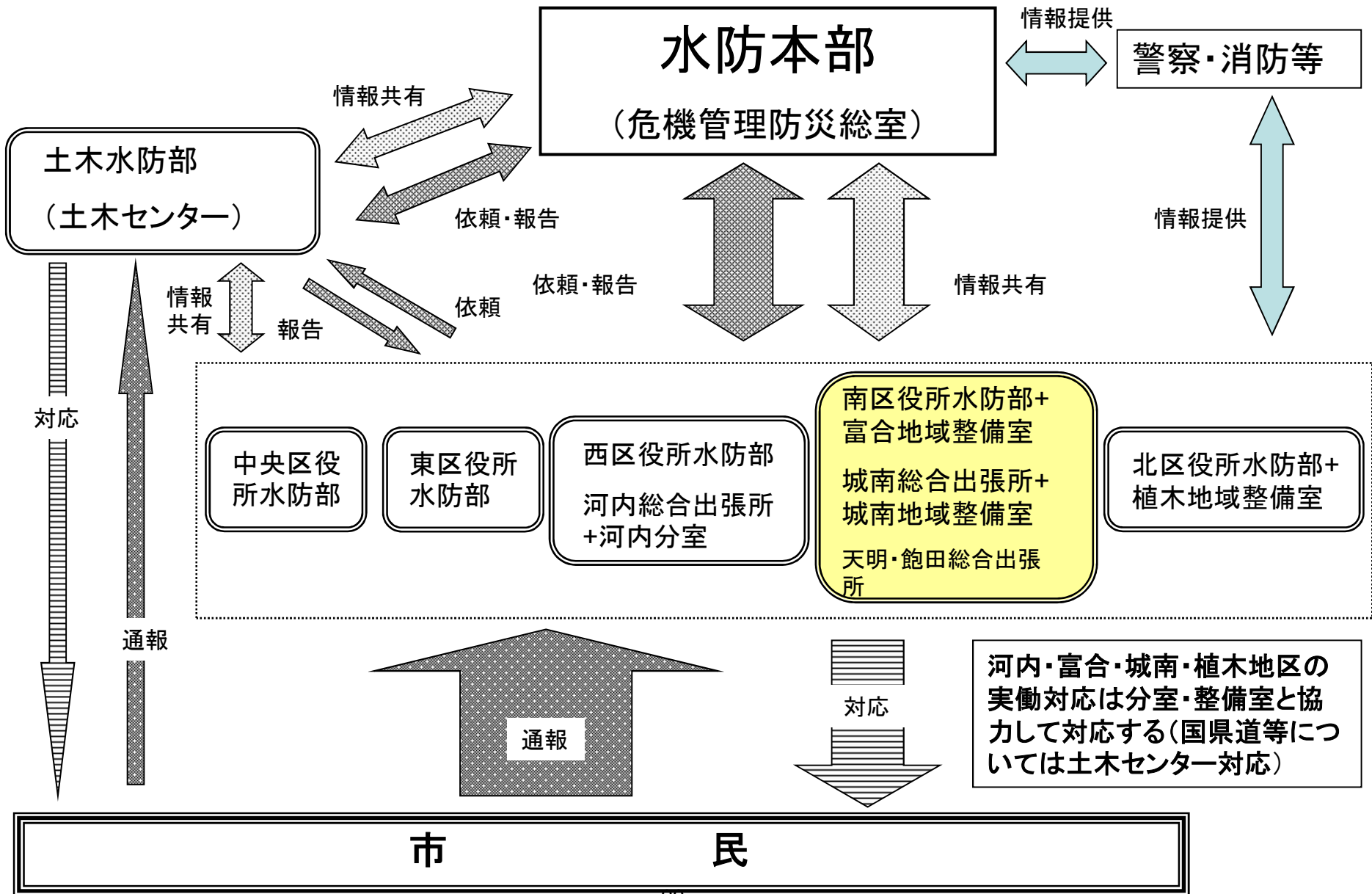
4号配備態勢  
 ・震度6弱以上・全市域にわたり災害が発生し特に被害が甚大な場合

全職員

情報調整室	室長	危機管理防災総室長
	副室長	危機管理防災総室副室長
	調整班班長	危機管理防災総室職員
	副班長	消防局職員
	班員	各局・区職員
	情報班班長	危機管理防災総室職員
班員	各局・区職員	
広報班班長	広報課長	
班員	広報課職員	
総務班班長	危機管理防災総室職員	
班員	危機管理防災総室職員	

# 水防態勢フロー図





# 南区水防態勢について



## < 凡 例 >

- 区役所 (南区水防部)
- 総合出張所 (南区水防部)
- 西部土木センター
- 土木センター管轄区域

※地図上の表示は小学校校区

< 西部土木センターの現場対応管轄区域 >

- } 西部土木センター
- ... 富合地域整備室
- ... 城南地域整備室



## 南区農業振興課における湛防班態勢

南区農業振興課(統括責任者)			連絡調整班(庁内配備)				排水機場巡回班(現場対応)		
役職	氏名	電話番号	班編成		氏名	電話番号		氏名	電話番号
課長			1班	班長				副班長	
								班員	
			2班	班長				副班長	
南区待機員								班員	
南区待機員			3班	班長				副班長	
南区待機員								班員	
飽田・天明分室(責任者)			連絡調整班(庁内配備)				排水機場巡回班(現場対応)		
役職	氏名	電話番号	班編成		氏名	電話番号		氏名	電話番号
所長			1班	班長				副班長	
								班員	
			2班	班長				副班長	
出張所待機員								班員	
出張所待機員			3班	班長				副班長	
出張所待機員								班員	

### 連絡調整班

※①大雨洪水警報の発令又は機場運転開始により課長(所長)からの出動要請があった場合は、連絡調整班(排水機場巡回班)が出動し、配置が完了した場合は農業政策課に配備時間・配備状況及び運転開始時間を報告し、関係機関との連絡調整を図る。

※排水機場の運転終了の連絡をうけた場合は、責任者(統括)に稼働時間、終了時間などを報告するとともに農業政策課へ連絡し、業務終了とする。

### 排水機場巡回班

※①の事由により出動した場合は、配置時間、配置要員及び運転開始時間を連絡調整班に連絡したうえで、機場の運転補助や流域の湛水状況調査を行う。

※流域の湛水状態が改善し、運転を終了した場合は、稼働時間などを連絡調整班に連絡したうえで帰庁し、連絡調整班共々解散する。

### 南区・出張所の水防待機班

大雨洪水警報が発令された場合、区役所並びに出張所の水防班の体制下に入るものとする。

## 報告第3号

富合町健康づくり総合センター要綱、富合町屋外運動場要綱及び富合町都市公園要綱の一部改正について



改正案	現行
<p>富合町健康づくり総合センター要綱</p> <p>制定 平成20年10月 6日 富合町合併特例区長決裁</p> <p>(趣旨) 第1条 略</p> <p>(使用許可の申請) 第2条 規則第3条第1項の規定により富合町健康づくり総合センター(以下「センター」という。)の使用許可を受けようとする者は、富合町健康づくり総合センター使用許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を区長に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>使用許可の申請の期間は、別表に定めるとおりとする。ただし、区長が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、インターネット又は街頭端末機を利用する方法(以下「<u>熊本県・市町村公共予約システム</u>」という。)によるセンターの使用許可の申請については、別に定めるところによるものとする。 (使用許可) 第3条 区長は、次条の使用料を納付した者に対して、富合町健康づくり総合センター使用許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)を交付する。</p> <p>2 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の際、許可書を携帯し、係員に提示しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>熊本県・市町村公共予約システム</u>に係る使用許可については、別に定めるところによるものとする。 (使用料の納付) 第4条 規則第5条の規定による使用料は、使用許可を受ける際に納付しなければならない。ただし、<u>熊本県・市町村公共予約システム</u>により施設を使用する場合は、別に定めるところにより使用料を使用月の翌月末日までに納付しなければならない。 (使用中止の届出) 第5条 使用者が、使用開始前に使用を取りやめたときは、使用期日前7日までに富合町健康づくり総合センター使用中止届出書(様式第3号)を区長に提出しなければならない。ただし、<u>熊本県・市町村公共予約システム</u>に係る使用中止の届出につい</p>	<p>富合町健康づくり総合センター要綱</p> <p>制定 平成20年10月 6日 富合町合併特例区長決裁</p> <p>(趣旨) 第1条 略</p> <p>(使用許可の申請) 第2条 規則第3条第1項の規定により富合町健康づくり総合センター(以下「センター」という。)の使用許可を受けようとする者は、富合町健康づくり総合センター使用許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を区長に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>前項の申請書は、使用期日前7日までに区長に提出しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>電話、ファクシミリ</u>、インターネット又は街頭端末機を利用する方法(以下「<u>体育施設案内・予約システム</u>」という。)によるセンターの使用許可の申請については、別に定めるところによるものとする。 (使用許可) 第3条 区長は、次条の使用料を納付した者に対して、富合町健康づくり総合センター使用許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)を交付する。</p> <p>2 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の際、許可書を携帯し、係員に提示しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>体育施設案内・予約システム</u>に係る使用許可については、別に定めるところによるものとする。 (使用料の納付) 第4条 規則第5条の規定による使用料は、使用許可を受ける際に納付しなければならない。ただし、<u>体育施設案内・予約システム</u>により施設を使用する場合は、別に定めるところにより使用料を使用月の翌月末日までに納付しなければならない。 (使用中止の届出) 第5条 使用者が、使用開始前に使用を取りやめたときは、使用期日前7日までに富合町健康づくり総合センター使用中止届出書(様式第3号)を区長に提出しなければならない。ただし、<u>体育施設案内・予約システム</u>に係る使用中止の届出につい</p>

ては、別に定めるところによるものとする。

第6条～第9条 略

附 則

この要綱は、平成20年10月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

別表（第2条関係）

使用の区分	申請者区分	使用許可申請の期間
一般使用（練習等）	富合町合併特例区内の個人及び団体	使用期日の属する月の2箇月前の初日から使用しようとする日の午後5時15分まで
	その他	使用期日の属する月の1箇月前の初日から使用しようとする日の午後5時15分まで
各種大会等（大会要綱等の提出）	富合町合併特例区内の個人及び団体	使用期日の属する月の6箇月前の初日から使用しようとする日の午後5時15分まで
	その他	使用期日の属する月の5箇月前の初日から使用しようとする日の午後5時15分まで
公用使用	熊本市南区役所各課及び富合町合併特例区各班	使用期日の属する月の12箇月前の初日から使用しようとする日の午後5時15分まで

備考

- 1 使用期日の属する月の1箇月前の初日から15日までの期間は、熊本県・市町村公共施設予約システムによる申請とする。
- 2 使用しようとする日が月曜日（当該月曜日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）に当たるときはその日後においてその日に最も近い休日でない日）の場合はその前日の午後5時15分までとする。

以下様式 略

別に定めるところによるものとする。

第6条～第9条 略

附 則

この要綱は、平成20年10月6日から施行する。

以下様式 略

改正案	現行
<p style="text-align: center;">富合町屋外運動場要綱</p> <p style="text-align: center;">制定 平成20年10月 6日 富合町合併特例区長決裁</p> <p>(趣旨) 第1条 略</p> <p>(使用許可の申請) 第2条 規則第3条第1項の規定により富合町屋外運動場(以下「屋外運動場」という。)の使用許可を受けようとする者は、富合町屋外運動場使用許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を区長に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>使用許可の申請の期間は、別表に定めるとおりとする。ただし、区長が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、インターネット又は街頭端末機を利用する方法(以下「<u>熊本県・市町村公共予約システム</u>」という。)による屋外運動場の使用許可の申請については、別に定めるところによるものとする。</p> <p>(使用許可) 第3条 区長は、次条の使用料を納付した者に対して、富合町屋外運動場使用許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)を交付する。</p> <p>2 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の際、許可書を携帯し、係員に提示しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>熊本県・市町村公共予約システム</u>に係る使用許可については、別に定めるところによるものとする。</p> <p>(使用料の納付) 第4条 規則第5条の規定による使用料は、使用許可を受ける際に納付しなければならない。ただし、<u>熊本県・市町村公共予約システム</u>により施設を使用する場合は、別に定めるところにより使用料を使用月の翌月末日までに納付しなければならない。</p> <p>(使用中止の届出) 第5条 使用者が、使用開始前に使用を取りやめたときは、使用期日前7日までに富合町屋外運動場使用中止届出書(様式第3号)を区長に提出しなければならない。ただし、<u>熊本県・市町村公共予約システム</u>に係る使用中止の届出については、別に定めるところによるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">富合町屋外運動場要綱</p> <p style="text-align: center;">制定 平成20年10月 6日 富合町合併特例区長決裁</p> <p>(趣旨) 第1条 略</p> <p>(使用許可の申請) 第2条 規則第3条第1項の規定により富合町屋外運動場(以下「屋外運動場」という。)の使用許可を受けようとする者は、富合町屋外運動場使用許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を区長に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>前項の申請書は、使用期日前7日までに区長に提出しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>電話、ファクシミリ</u>、インターネット又は街頭端末機を利用する方法(以下「<u>体育施設案内・予約システム</u>」という。)による屋外運動場の使用許可の申請については、別に定めるところによるものとする。</p> <p>(使用許可) 第3条 区長は、次条の使用料を納付した者に対して、富合町屋外運動場使用許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)を交付する。</p> <p>2 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の際、許可書を携帯し、係員に提示しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>体育施設案内・予約システム</u>に係る使用許可については、別に定めるところによるものとする。</p> <p>(使用料の納付) 第4条 規則第5条の規定による使用料は、使用許可を受ける際に納付しなければならない。ただし、<u>体育施設案内・予約システム</u>により施設を使用する場合は、別に定めるところにより使用料を使用月の翌月末日までに納付しなければならない。</p> <p>(使用中止の届出) 第5条 使用者が、使用開始前に使用を取りやめたときは、使用期日前7日までに富合町屋外運動場使用中止届出書(様式第3号)を区長に提出しなければならない。ただし、<u>体育施設案内・予約システム</u>に係る使用中止の届出については、別に定めるところによるものとする。</p>

第6条～第9条 略

附 則

この要綱は、平成20年10月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

別表（第2条関係）

使用の区分	申請者区分	使用許可申請の期間
一般使用（練習等）	富含町合併特例区内の個人及び団体	使用期日の属する月の2箇月前の初日から使用しようとする日の午後5時15分まで
	その他	使用期日の属する月の1箇月前の初日から使用しようとする日の午後5時15分まで
各種大会等（大会要綱等の提出）	富含町合併特例区内の個人及び団体	使用期日の属する月の6箇月前の初日から使用しようとする日の午後5時15分まで
	その他	使用期日の属する月の5箇月前の初日から使用しようとする日の午後5時15分まで
公用使用	熊本市南区役所各課及び富含町合併特例区各班	使用期日の属する月の12箇月前の初日から使用しようとする日の午後5時15分まで

備考

- 1 使用期日の属する月の1箇月前の初日から15日までの期間は、熊本県・市町村公共施設予約システムによる申請とする。
- 2 使用しようとする日が月曜日（当該月曜日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）に当たるときはその日後においてその日に最も近い休日でない日）の場合はその前日の午後5時15分までとする。

以下様式 略

第6条～第9条 略

附 則

この要綱は、平成20年10月6日から施行する。

以下様式 略

改正案	現行
<p>富合町都市公園要綱</p> <p>制定 平成20年10月 6日 富合町合併特例区長決裁</p> <p>第1条～第2条 略</p> <p>(規則第6条第2項の規定に基づく許可に係る様式等)</p> <p>第3条 規則第6条第2項の規定に基づく有料公園施設の利用の許可に係る申請書等の様式は、様式第2号に定めるとおりとする。</p> <p><u>2 使用許可の申請の期間は、別表に定めるとおりとする。ただし、区長が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。</u></p> <p><u>3</u> 前項の規定にかかわらず、インターネット又は街頭端末機を利用する方法（以下「<u>熊本県・市町村公共予約システム</u>」という。以下同じ。）による利用の申請及びその許可については、別に定めるところによるものとする。</p> <p>第4条 略</p> <p>(規則第13条第1項第2号に規定する要綱で定めるもの)</p> <p>第5条 規則第13条第1項第2号に規定する要綱で定めるものは、<u>熊本県・市町村公共予約システム</u>とする。</p> <p>第5条～第6条 略</p> <p>附 則 この要綱は、平成20年10月6日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、平成24年9月1日から施行する。</u></p>	<p>富合町都市公園要綱</p> <p>制定 平成20年10月 6日 富合町合併特例区長決裁</p> <p>第1条～第2条 略</p> <p>(規則第6条第2項の規定に基づく許可に係る様式等)</p> <p>第3条 規則第6条第2項の規定に基づく有料公園施設の利用の許可に係る申請書等の様式は、様式第2号に定めるとおりとする。</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、<u>電話、ファクシミリ</u>、インターネット又は街頭端末機を利用する方法（以下「<u>体育施設案内・予約システム</u>」という。以下同じ。）による利用の申請及びその許可については、別に定めるところによるものとする。</p> <p>第4条 略</p> <p>(規則第13条第1項第2号に規定する要綱で定めるもの)</p> <p>第5条 規則第13条第1項第2号に規定する要綱で定めるものは、<u>体育施設案内・予約システム</u>とする。</p> <p>第5条～第6条 略</p> <p>附 則 この要綱は、平成20年10月6日から施行する。</p>



別表（第3条関係）

使用の区分	申請者区分	使用許可申請の期間
一般使用（練習等）	富合町合併特例区内の個人及び団体	使用期日の属する月の2箇月前の初日から使用しようとする日の午後5時15分まで
	その他	使用期日の属する月の1箇月前の初日から使用しようとする日の午後5時15分まで
各種大会等（大会要綱等の提出）	富合町合併特例区内の個人及び団体	使用期日の属する月の6箇月前の初日から使用しようとする日の午後5時15分まで
	その他	使用期日の属する月の5箇月前の初日から使用しようとする日の午後5時15分まで
公用使用	熊本市南区役所各課及び富合町合併特例区各班	使用期日の属する月の12箇月前の初日から使用しようとする日の午後5時15分まで

備考

1 使用期日の属する月の1箇月前の初日から15日までの期間は、熊本県・市町村公共施設予約システムによる申請とする。

2 使用しようとする日が月曜日（当該月曜日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）に当たるときはその日後においてその日に最も近い休日でない日）の場合はその前日の午後5時15分までとする。

以下様式 略

以下様式 略

# 行事予定表（平成24年9月19日～10月19日）

富合町合併特例区・南区役所

日	曜	時間	特例 区長	行事（業務）	場 所
19	水	10:00～	○	合併特例区協議会 9月定例会	南区役所・3階大会議室
20	木				
21	金				
22	土	10:00～12:00	○	富合校区金婚表彰式・敬老会 <div style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px;">秋分の日</div>	アスバル富合・大ホール
23	日				
24	月				
25	火				
26	水				
27	木	8:30～20:00		資源ごみ拠点回収日 <div style="text-align: right; border: 1px solid red; padding: 2px;">嘱託員便発送日</div>	南区役所横
28	金				
29	土				
30	日				
10 月					
1	月				
2	火				
3	水				
4	木				
5	金	8:45～9:00	○ ○	合併特例区長・合併特例区協議会構成員辞令交付式 合併特例区協議会臨時会（予定）	本庁5階庁議室 南区役所・3階大会議室
6	土				
7	日				
8	月			<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px;">体育の日</div>	
9	火				
10	水	10:00～	○	合併特例区協議会10月定例会（予定） <div style="text-align: right; border: 1px solid red; padding: 2px;">嘱託員便発送日</div>	南区役所・3階大会議室
11	木	8:30～20:00		資源ごみ拠点回収日	南区役所横
12	金				
13	土	18:00～20:00		市政リレーシンポジウム in 南区【テーマ：南区を知ろう】	アスバル富合・大ホール
14	日				
15	月				
16	火				
17	水				
18	木				
19	金				
備考	「平成24年秋の全国交通安全運動」 9月21日（金）～9月30日（日）				